

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(情報の提供方法)</p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(口座振替等の処理順位)</p> <p>第63条 機構は、同一銘柄について第41条第1項各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の3第1項及び第2項並びに第53条の4第1項及び第2項に規定する振替請求、第55条に規定する交付請求、第62条の4第2項に規定する指定請求、第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条の8第2項に規定する設定請求並びに同条第4項に規定する設定解除請求を受けた場合は、次に定めるところにより、振替等の処理をする。</p> <p>(1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を交付日とする前日請求分及び業務開始後におけるその交付未了分並びに当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合は機構が受け付けた順位で、その受け付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 統合Web端末からの入力により受理したデータ</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(情報の提供方法)</p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>参加者の事務所又は機構が認めた場所に機構が設置する参加者用の専用端末装置</u>(以下「参加者端末」という。)からの入出力</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(口座振替等の処理順位)</p> <p>第63条 機構は、同一銘柄について第41条第1項各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の3第1項及び第2項並びに第53条の4第1項及び第2項に規定する振替請求、第55条に規定する交付請求、第62条の4第2項に規定する指定請求、第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条の8第2項に規定する設定請求並びに同条第4項に規定する設定解除請求を受けた場合は、次に定めるところにより、振替等の処理をする。</p> <p>(1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を交付日とする前日請求分及び業務開始後におけるその交付未了分並びに当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合は機構が受け付けた順位で、その受け付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>参加者端末又は統合Web端末からの入力</u>により受理したデータ</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

別表 1  
統合Web端末等によるデータの授受

株券

(削る)

別表 1  
参加者端末等によるデータの授受

株券

1. 参加者端末からの入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1) 参加者からの入力データ	前日振替請求	振替日の前営業日の午前 9 時から午後 4 時まで	
	当日振替請求	振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
	当日振替請求 (市場取引)	振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
	前日交付請求	交付日の前営業日の午前 9 時から午後 4 時まで	東京事務所以外の事務所から交付を受けるものについては、交付日の前営業日の正午までとする。
	交付未了訂正申告	交付日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	交付未了分の取消しに限る。
	振替一時停止申告 (日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の前営業日の午前 9 時から午後 4 時まで	
	一時停止申告・同解除申告 (交付・振替未了分)	交付日又は振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	日本証券クリアリングの決済に係る振替の一時停止を解除する場合は、機構が定める時刻までとする。
	前日質権口座振替・交付請求	振替日の前営業日の午前 9 時から午後 4 時まで	
		交付日の前営業日の午前 9 時から正午まで	東京事務所から交付を受けるものについては、午後 4 時までとする。
	当日質権口座振替請求	振替日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
前日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の前営業日の午前 9 時から午後 4 時まで		

	当日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	
	新預託株数申告	株券提出期日の午前 9 時から午後 4 時まで	
	担保訂正申告	権利確定日等の翌営業日から起算して 2 営業日目の午前 9 時から午後 4 時まで	
2) 参加者への出力データ	振替済通知	毎営業日の午前 7 時から業務終了時まで	D V P 振替請求に係る口座振替を除く。振替のつど。
	交付・振替不能一覧	毎営業日の午後 3 時 30 分以後 1 回	
	参加者別口座残高(当日処理銘柄)	毎営業日の午後 3 時 30 分以後 1 回	

1. ~ 3. (略)

新株予約権付社債券

前 の規定(第 1 項から第 3 項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告、実質株主報告データ、担保差入・受入データ、担保訂正申告、実質株主報告株数対象残高通知、実質株主関係データ提出日程通知及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用するほか、ファイル伝送によるデータの授受については次に定めるところによるものとする。

区分	データの種別	時間	備考
(略)			

・ (略)

受益証券

の規定(第 1 項から第 3 項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同 中「実質株主報告データ」とあるのは「受益者登録データ」と、「権利確定日等」とあるのは「信託の計算期間

2. ~ 4. (略)

新株予約権付社債券

前 の規定(第 1 項から第 4 項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告、実質株主報告データ、担保差入・受入データ、担保訂正申告、実質株主報告株数対象残高通知、実質株主関係データ提出日程通知及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用するほか、ファイル伝送によるデータの授受については次に定めるところによるものとする。

区分	データの種別	時間	備考
(略)			

・ (略)

受益証券

の規定(第 1 項から第 4 項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同 中「実質株主報告データ」とあるのは「受益者登録データ」と、「権利確定日等」とあるのは「信託の計算期間

終了日」と、「実質株主報告株数対象残高通知」とあるのは「受益者提出口数対象残高通知」と、「実質株主関係データ提出日程通知」とあるのは「受益者関係データ提出日程通知」と読み替えるものとする。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

終了日」と、「実質株主報告株数対象残高通知」とあるのは「受益者提出口数対象残高通知」と、「実質株主関係データ提出日程通知」とあるのは「受益者関係データ提出日程通知」と読み替えるものとする。